

法律第六十二号（令五・六・一六）

◎貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二第一項から第四項までの規定及び附則第一条の三第一項中「平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は」を「国土交通大臣は、当分の間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（国土交通・内閣総理大臣署名）